

広島県立農業技術大学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十号

広島県立農業技術大学校規則の一部を改正する規則

広島県立農業技術大学校規則（昭和六十年広島県規則第五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十条」を「第二十一条」に、「第二十一条」を「第二十五条」を「第二十二条」を「第二十六条」に、「第二十六条」を「第二十七条」に改める。

第十九条第一項中「十日」を「末日」に改める。

第二十六条を第二十七条とする。

第三章中第二十五条を第二十六条とし、第二十一条から第二十四条までを一条ずつ繰り下げる。

第二章中第二十条を第二十一条とし、第十九条の次に次の一条を加える。

（授業料の減免又は徴収猶予）

第二十条 条例第八条第二項に規定するやむを得ない事情により学費の支払が困難であると認められる学生で授業料の減免を受けられるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十一条第一項第一号に掲げる生活扶助を受けている者又はその者と同一世帯に属する者であつて、知事が別に定めるもの
- 二 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に基づく当該年度の市町村民税が課されていらない世帯（当該学生と生計を一にしない者は当該世帯に属さないものとし、生計を一にし、かつ別居している者は当該世帯に属するものとする。以下この号において同じ。）又は当該年度の市町村民税の均等割のみが課されている世帯に属する者であつて、知事が別に定めるもの
- 三 その他知事が特に必要と認める者

2 条例第八条第二項に規定するやむを得ない事情により学費の支払が困難であると認められる学生で授業料の徴収猶予を受けられるものは、前項各号のいずれかに該当する者に準じる者であつて、一時的に授業料の納付が困難であると知事が認めた者とする。

3 授業料の減免又は徴収猶予の申請その他の手続に関して必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。